

申告書記載に当たっての注意点

この申告書は、研究者が共同研究・受託研究等を行うにあたり、**東邦大学の学内(通常)業務に影響を与えていないか**を判断する申告書になります。

エフォート数記載の注意点として、**研究者自身の1年間の全仕事量(大学の学内業務含め全体で100%)を勘案**し、大学の学内業務のエフォート数、受託研究・共同研究、競争的補助金のエフォート数を研究課題ごとに記載してください。

また、**共同研究・受託研究を受けるごとに、この申告書を新たに提出**していただくことになりますが、その都度**エフォート数に変更されると予想**されますので、その点を考慮して新しいエフォート数の記載をお願い致します。

Q&A

Q1. エフォート申告書を提出さえすれば、学内業務を縮小できるのですか。

A1. 申告書を提出すれば、学内業務が縮小できるということではありません。外部業務のために、学内業務が疎かになるのは避けるべきなので、できる限り学内業務に影響がない範囲で、外部業務を受けて頂くようお願い致します。

Q2. エフォート申告書を既に提出し教育研究支援センターからエフォート数の承認を受けていますが、新たに学内で〇〇委員の委嘱を受けました。この委員を委嘱されると、外部業務に影響があり受けたくありません。この場合、委嘱を受けなくても良いですか。

A2. 既にエフォート申告書を提出し各エフォート数の承認を受けていても、A1で回答しているとおり、**原則学内業務が優先**です。しかし、**国等からの公的な業務依頼の場合は、この限りではありません。**

Q3. エフォート数は、どのように考えればよいのでしょうか。

A3. 自身の1年間の全仕事量を100%として考えてください。次に100%の仕事量の中で、通常の東邦大学業務が何%を占めるかを考えてください。このとき、「東邦大学業務のエフォート数の数字は、最低この数字が必要」という設定は設けません(個人によりエフォート数は違うと思いますが)、**「ご自分が東邦大学業務に影響がない」と思われるエフォート数を記載する**必要があります。

この東邦大学業務のエフォート数を確定させてから、共同研究・受託研究や補助金等のエフォート数を記載し、合計が100%となるように記載してください。

Q4. 一度受託研究を受けた際に「エフォート申告書」を提出していますが、新たに受託研究等を受けた際は、改めて「エフォート申告書」を提出する必要がありますか。

A4. 新たに受託研究等を受けた際は、改めて「エフォート申告書」を提出してください。
記載の注意点は、最初に提出したエフォート申告書の東邦大学業務のエフォート数を大きく削って記載すると、「東邦大学業務に支障がある」と判断される可能性がありますので、他のエフォート数を削って100%となるようにしてください。